

令和 2 年 12 月 1 日

各 位

一般財団法人紫波町体育協会
会 長 小 川 哲 男

令和 3 年度紫波運動公園及び紫波町総合体育館等利用調整会議の開催について

日頃より、当運動公園内の各施設をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各団体に当運動公園を円滑にご利用いただくため、標記会議を例年開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から今年度は開催方法を次のとおり変更させていただきます。

令和 3 年度中に大会等で運動公園内施設等の利用を希望する団体は、使用申込要領に同意の上、別紙施設使用希望申込書を使用施設毎に必要な事項を記入し、2 月 1 日（月）までに提出いただき、申込みが競合した場合は優先順位に基づき決定させていただきます。また、当事者団体での協議が必要な場合は調整会議のご案内をいたしますので必ずご出席いただきますようお願いいたします。

なお、事前に利用願いを提出されている団体においても、ご面倒でも施設使用希望申込書の提出をお願いします。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 件 名 | 令和 3 年度紫波運動公園及び紫波町総合体育館等利用調整会議 |
| 2 | 期 日 | 令和 3 年 2 月 20 日（土） 午前 10 時より |
| 3 | 会 場 | 紫波町総合体育館研修室 |
| 4 | 提出期日 | <u>令和 3 年 2 月 1 日（月）必着</u> |
| 5 | 提 出 先 | 紫波町総合体育館
〒028-3307 紫波町桜町字下川原 100
電話(019)676-2650 FAX(019)676-2574 |
| 6 | そ の 他 | ・決定事項のご報告及び調整会議については追ってご案内させていただきます。
・会議当日は、各位から提出いただいた希望申込書を基に会議資料（利用予定一覧表）を作成し提示します。 |

一般財団法人紫波町体育協会

担当：五十嵐・綱嶋

E-mail : taikyou@gymna-shiwa.jp.

令和3年度紫波運動公園内施設等使用申込要領

1. 申込みを受け付ける使用目的

早期の施設予約が必要な希望団体等と事前に調整することにより、効率的なスポーツ振興及び利用団体の利便性の向上を図ることを目的とします。

- (1) 紫波町体育協会に加盟する団体が主催する競技大会及び講習会、研修会等
- (2) 紫波郡内を対象とした競技大会及び講習会、研修会
- (3) 岩手県大会及びそれに準ずる競技大会及び講習会、研修会
- (4) 紫波町体育協会です前確保が必要と判断した大会（申込み時要相談）

2. 使用申込みを受け付ける施設

- (1) 紫波町総合体育館大アリーナ（主競技場）
- (2) 紫波町総合体育館小アリーナ（柔剣道場）
- (3) 紫波運動公園野球場
- (4) 紫波運動公園陸上競技場
- (5) 紫波運動公園テニスコート
- (6) 桜町河川グラウンド（野球場・ソフトボール場・サッカー場）

＊総合体育館全館（大・小アリーナ、研修室、会議室）貸切の場合でも、その他施設（幼児高齢者体育室、トレーニング室、卓球室）は一般開放する。

3. 使用申込みを受け付ける期間

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 紫波町総合体育館 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |
| (2) 紫波運動公園野球場 | 令和3年4月15日～令和3年11月14日（予定） |
| (3) 紫波運動公園陸上競技場 | 令和3年4月下旬～令和3年11月14日（予定） |
| (4) 紫波運動公園テニスコート | 令和3年4月1日～令和3年11月30日（予定） |
| (5) 桜町河川グラウンド | 令和3年4月15日～令和3年11月30日（予定） |

＊屋外施設についてはグラウンド状態により変更となる場合があります。

＊災害等が発生・予見され安全が確保出来ないと判断した場合は、利用をお断りする場合があります。

4. 使用申込みの方法

- (1) 令和3年度紫波運動公園内施設等使用申込要領及び別紙（紫波運動公園内施設及び紫波町総合体育館使用上注意）に同意する団体で、所定の使用申込書の様式により、必要事項をすべて記入して申し込むこと。

- (2) 申込み受付期限は次のとおり。 令和3年2月1日（月）必着

- (3) 申込書送付先及び問い合わせ先は以下のとおり。

◎紫波町総合体育館

電話 019-676-2650／FAX 019-676-2574

〒028-3307 紫波郡紫波町桜町字下川原100番地

5. 施設使用調整会議日程

- | | | | |
|-------|---|--------------|---------|
| (1) 日 | 時 | 令和3年2月20日（土） | 午前10時より |
| (2) 場 | 所 | 紫波町総合体育館研修室 | |

6. 申込みが競合した場合の優先順位

- (1) 紫波町体育協会・紫波町・紫波町教育委員会の主催事業
- (2) 教育関係団体主催事業
- (3) (1)(2)以外のものについては過去の利用状況を加味した上で当該者同士での協議とする

7. 申込み上の留意事項

- (1) 日程の決定につきましては文書にてお知らせいたします。なお、競合した場合は調整会議を開催することとし対象団体にご案内申しあげます。
- (2) 決定後、所定の使用申請書を令和3年3月31日(必着)までに提出いただき、使用料は各施設の規程により使用1週間前までに納入いただきます。なお、請求書または振込を希望される場合は1ヶ月前までにご相談ください。
- (3) 期限までに申請書の提出が無い場合は予約を取り消しとさせていただきます。また、使用のキャンセルがある場合は令和3年3月31日までに申し出てください。

8. 注 意

- (1) スポーツイベント等で利用の場合、主催者はスポーツ庁や岩手県の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを確認の上、感染防止対策を徹底するようお願いします。
- (2) 車での来場者が多い場合は、総合体育館施設貸出しの担当と事前に相談の上必ず利用団体で駐車場係の人員配置をして車の誘導をお願いします。(普通車約158台、大型6台。河川グラウンド内には車の乗り入れを禁止します。) また、施設の利用がない場合でも駐車場の確保ができない場合は予約の受付が出来ない場合があります。なお、駐車場内における事故等について当協会では一切責任を負いません。
- (3) 使用中の施設及び物品の破損や利用者に事故等があった場合は、速やかに総合体育館事務室に申し出てください。
- (4) 総合体育館の開館時間は8時30分、利用時間は9時から21時までとなっています。それ以前以後の開館や利用を希望する場合は申請書に記載ください。なお、使用料は時間外使用料となります。
- (5) 石灰、ラインテープ等の消耗品は利用者で必ず用意し、借用物品がある場合は申請書と同時に所定の「物品借用申請書」を提出してください。
- (6) 紫波運動公園(野球場、陸上競技場、テニスコート)、河川グラウンドは悪天候等によるコンディション不良の場合、貸出しをお断りする場合がございます。
- (7) 各施設利用後は、モップがけ、グラウンド整備を必ず行い、使用前の状態に戻してください。なお、借用時間内で会場準備及び清掃整備を行っていただくようお願いします。
- (8) 使用にあたって、別紙「紫波運動公園内施設及び紫波町総合体育館使用上注意」を厳守して下さい。

紫波運動公園内施設等を使用する際は、下記内容を厳守するようにお願いします。

紫波運動公園内施設及び紫波町総合体育館使用上注意

1. 駐車場内における事故等については、管理者では一切責任を負いません。
2. 車は駐車場に駐車してください。来場者が多い場合は、総合体育館の担当と事前に協議をするようお願いいたします。（普通車 158 台、大型 6 台まで駐車可能。桜町河川グラウンド内は車の乗り入れはできません。）また、駐車場が満車になると見込まれる時は、施設の使用制限をする場合があります。
3. 公園内では火気の取扱い、動物の連れ込み、飲酒、許可のない行商行為は出来ません。
4. 喫煙をする場合は、喫煙所で行ってください。
5. 施設使用中に施設及び物品の破損があった場合は必ず総合体育館窓口に申し出てください。なお、修理等に係る費用については実費にて請求させていただきます。申し出がない場合は警察に通報し、必要な処置を取らせていただきます。
6. 緊急車両の要請が必要な事故や怪我が発生した場合は、要請と同時に総合体育館窓口に連絡してください。
7. 使用時間は準備から片付け・清掃・整備までを含んだ時間となります。
8. 借用物品が必要な場合は、施設使用日の 1 週間前までに備品借用申請書に必要事項を記入し、総合体育館窓口に提出してください。なお、申請書を提出いただいても貸し出すことが出来ない場合があります。
9. 消耗品は、使用者で用意してください。（例：ラインテープ、石灰、事務用品、茶器、ホイッスル等）
10. 使用許可書を交付した場合でも、感染症・天災・災害・施設状況等により安全に施設を貸し出すことが出来ないと判断した場合は許可を取り下げることがあります。
11. 新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、会場の換気、手指の消毒、その他感染の危険が高まる行為は回避するようにご協力ください。また、発熱や風邪の症状が見られる方については、使用を見合わせていただくようお願いいたします。
12. 使用をキャンセルする場合は、速やかに総合体育館窓口に申し出るようにしてください。また、使用日 1 週間以内のキャンセルについては下記のキャンセル料を申し受けます。

使用日から 1 週間以内	使用料	50%
使用日当日または、連絡の無い場合	使用料	100%

※天候、グラウンド状況等によるものはこの限りではありません。

施設毎注意事項

総合体育館

1. 施設の使用時間は 9 時から 21 時までです。9 時以前 21 時以降の使用を希望する場合は総合体育館の担当にその旨を事前にお知らせください。
2. シューズを必ず着用してください（武道以外）。また、着用するシューズは内履き専用のものとし、外履き用及び外履き用のソールを洗ったものは使用できません。
3. 卓球台、バスケットボールゴール、ハンドボールゴールなど重量のある用具の出し入れ及び移動を子どもたちがする際は大人の立ち合いのもと、十分に注意して行ってください。
4. アリーナ内にテーブル、イスを設置する場合は床面保護のため、専用のブルーシートを敷いてください。なお、ハンドボールゴールを設置する際は下に専用のブルーシートを敷いてください。
5. 使用ができない競技種目があるので事前にお問い合わせください。なお、小アリーナ（柔剣道場）での球技及びそれに類似した競技は出来ません。
6. 外で使用した用具（テニスラケット等）を使用する場合は、体育館使用前に担当から確認を受けていただきます。また、状況により用具の使用をお断りする場合があります。
7. 大アリーナでの野球、ソフトボール、フィールドホッケーなど、硬いボールを扱う競技で用具を使っの練習を行う場合は、ノックや類似する行為を禁止として、柔らかいボールなどの投球やパスのみとします。また、必ず事前に担当から用具の確認と使用方法について指示を受けてください。なお、使用できるのは成人のみとします。

8. 大アリーナでのサッカー、フットサルでの使用は町内の小学生までとして、防球ネットを張ってください。
9. 暖房使用を希望する場合は、使用日の2週間前までに事務局に連絡してください。但し、対応できない場合がありますのでご了承ください。

陸上競技場

1. 砲丸投げ、円盤投げの練習を行う場合は決められたピット、サークル内で必ず指導者が立ち合い行ってください。なお、ハンマー投げは出来ません。
2. やり投げの練習を行う場合は貸切り使用として、必ず指導者が立ち合いを行ってください。
3. 走り高跳びは決められた場所で行ってください。

サッカー、ラグビー等での使用

※芝生の良質保持のために下記についてご了承願います。

1. 1日の使用は原則6時間（小学生以下5試合、中学生以上3試合）を上限とします。
2. 当日の天候やグラウンドコンディションにより使用を取り消し又は中止させていただく場合があります。
3. ウォーミングアップを行う場合、一定の場所での反復使用は避けてください。
4. アシスタントレフリー（副審）はスパイクの着用を避けてください。
5. 芝生内にはテント、ベンチ等を設置することは出来ません。
6. 見学、応援はグラウンドの外でお願いします。
7. 底の硬い靴及びハイヒール等でグラウンドに入らないでください。
8. サッカーゴールを設置する場合は設置後に転倒防止用の杭を必ず打ち付けてください。
9. 使用後は芝再生及び保全のために、芝がはがれた部分に目砂を入れて整備をしてください。
また、トラック及びフィールド土部分にスパイクで入った場合はレーキで整地してください。
10. 選手等がフィールドに移動する通路として、陸上競技場北側倉庫にある人工芝をトラックに敷いてください。

野球場

1. 当日の天候やグラウンドコンディションにより使用を取り消し又は中止させていただく場合があります。
2. 芝生内でウォーミングアップ、ノック等を行う場合、一定の場所での反復使用は避けてください。
3. 使用前、使用中にグラウンドへの土の補充は出来ません。
4. 使用後はグラウンド整備（ブルペンマウンド含む）を行ってください。
5. ベース、レーキ等使用した物品は必ず元の場所に戻してください。
6. お車は、駐車場に駐車してください。用具の積み下ろしのため、球場脇に停車する必要がある場合は必ず体育館事務所に許可（許可証を発行します）を得てから行い、積み下ろし後は速やかに駐車場に移動してください。

テニスコート

1. 照明が必要な場合は、総合体育館事務室まで申し出てください。
2. テニスシューズ（運動靴）を履いてプレーしてください。突起物がある靴及び底の硬い靴ではコート内に入ることは出来ません。
3. コート内での飲食はできません。但し、水分補給用のドリンクについてはキャップ付きペットボトル、水筒等に関り持ち込みが出来ます。
4. 使用後はコート整備を行ってください。
5. ブラシ、ハンドル、ストラップ等使用した物品は必ず元の場所に戻してください。